

砂川市訓令第10号

令和5年3月30日

砂川市倒産関連資金利子及び保証料補給要綱を廃止する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市倒産関連資金利子及び保証料補給要綱を廃止する訓令

砂川市倒産関連資金利子及び保証料補給要綱（平成10年訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和5年3月31日から施行する。